

# 時事新報

公報

明治十八年二月廿五日  
(舊曆一千八百八十五年)  
第九百一號  
日曜日休刊

### ○内務省告示第六號

本年(一月)太政官第壹號ヲ以テ國道之權布達相成候ニ付該線別表之通相定候條此旨告示候事(別表略ス) 明治十八年二月二十四日 内務卿伯爵山形有朋

### 時評

#### 北京ノ談判

遼清大使ノ人撰ハ既ニ内定アリシトモ云ヒ又未ダ定マラズトモ云ヒ我輩ハ未ダ其内情如何ヲ審カオスルコト能ハズト雖モ若シモ我輩既ニ大使派遣ノ事ニ決定シテラソノハ不日其人撰モ定マリ人撰ノ定マレト同時ニ大使ガ東京ヲ發スルノ期日モ定マリ事若ク其諸君就クモキヤ疑テ容レズ何トナレバ事情ノ在所左ノ如クナレバナリ今回大使ヲ北京ニ參向セシムルノ必要ニ迫リタル其原因ハ去年十二月六日以後朝鮮軍艦ニ於テ支那人ト朝鮮人ト力テ協シテ我日本人ニ辱辱ト損害ト加ヘ日本人ノ殺サレ、者四十餘人日本公使館モ燒カレ日本兵艦モ燒カレ日本公使以下百五十名ノ日本人ハ僅カニ身ヲ以テ京城ヲ脱レ出タリ此恥辱損害ノ洪大ナルハ世々寧クテ言承知スル所ニシテ今更ニ再戰スルハ要セズ取辱ハ言カザルベカラズ損害ハ價ハシメザルベカラズ是即チ今回朝鮮事變ノ甚大ナル性質ヲ有スル所以ナリ去月上旬井上全權大使ガ京城ニ於テ朝鮮ノ全權金雲龍ト談判シテ五箇條ノ新條約ヲ結ビ朝鮮國府ヲシテ事變ノ損害ヲ償ハシメタルヲ以テ是レノ朝鮮事變ノ一部分式クハ始末付キタリト雖モ此事變ニ付支那ガ日本ニ對スルノ實ハ未ダ寸分モ其償却ヲ果スルベカラズ事變上一日モ等閑ニ附シ去ルベキモノナラザルガ故ニ我レニ進テ急ギ其償却ヲ催促スベキ等ナルニ今日ニ至レバ我々ノ未ダ去ル沙汰ヲ聞カザリシハ蓋シ北地軍營甚クシテ天津ノ河口ハ年ノ十二月ヨリ三月ノ差入リマテ堅氷ニ鎖ケレテ船舶ノ進航ヲ許サズ去レハトテ水陸交通陸路北京ニ入ルノ不便ハ春融キ待テ汽船一直津ヲ指シテ便捷ナルニ如クカズ依テ止メテ得ズ五十餘日空シテ東京ニ在テ天時ノ循環スルヲ待テタルモノナラザラズ然ルニ今東京郊外梅花既ニ綻ビ天津ノ河水ハ明日ヲ待テ融解シ去ルベキ氣候トナリタレバ用事アル身ハ一日モ安居スベキコトヲ決シテ我輩ガ願望ニ大ニ對シテ遺憾ニ遺ハスコトモ以テ

### 雜報

トスル以上ハ前チ德ヲシ後チ戒ムル事ニ關シ多少ノ要求ヲ爲サレバカカザルハ明白ナリ而シテ支那政府ハ此要求ヲ聞テ其多少ニ拘ハラズ必ズ即座ニコレヲ承諾シテ我レニ満足シ與フルニ相違ナカルベシ何トナレハ道理上ニ於テ正當至極ナル我日本ノ要求ヲ拒絕シテ故テ我レニ對シテ支那政府ノ好マザル所ナルベケレバナリ今ヤ佛清兩國ノ高麗ハ日ニ益々加ヘ東京地方ノ俄軍ハ漸ク其勢力ヲ増シテ北ニ進ミ雲南廣西ノ雷城ニ三色旗ヲ翻シタルヲ見ルノ期日ハ轉テ急切進マレタルガ如ク又顧ミテ佛國海軍ノ舉動ヲ見ルニ台灣ノ諸港占據ノ俄ニ忽チ其隊ヲ分テ北方ノ海面ニ出現セシメ台灣救援ヲ爲メトテ南行ノ途中ニ在リ支那艦隊ヲ襲ヒ一戰直チ三艦ヲ打沈メ尙ホ進テ長江以北ノ沿海ニ其運動ノ地ヲ擇ハントスルノ必アルガ如ク幸シシテ今日マデ佛軍ノ舉動左マテ活潑ナラズ海軍ノ水亦甚ク厚カリシヲ以テ支那政府ノ忠モ焦眉爛爛ノ急ヲ覺ニザリシト雖モ今日以後ハ忍クハ復テ薪上ニ安臥シテ火ノ移レテ顧ミサルガ如ク奇想ヲ學ブテ六ヶ島カナルニ支那政府ハ一ノ佛國ニ對スルスラ尙ホ且今日ノ困難ニ陥リテ前途ノ危險測ルベカラザルモノアリ況ンヤ更ニ怨チ日本ニ對シテ同時ニ二箇ノ佛國ニ對スルニヤ事ノ漸チ抱テ火ノ赴クノ愚ニ均シカランノミ故ニ我輩ハ舊々今回北京ノ談判ニ於テ支那政府ハ我日本政府ガ提出スル諸點ノ實カ多ク少クカシク邊ノ細事情ハ一切吟味スルニ及バズ直チニ我要求ノマ、ヲ承諾スルニ相違ナカルベシ蓋シ清廷モ亦自カラ進取ノ士ニ乏シカラザレバナリ然リト雖モ支那政府ノ舉動ノ測ルベカラザルハ人間ニシテ後ノ必事ヲ察シ又鬼神ノ思慮ヲ伺フニ異ナラズ是レナレバ間違ナント思ヒシ事モ實際ニ當レバ推察ノ大間違ナリシテ聲明スルコトアリ此事今日マデノ實際ニ由テ我々ノ疾シテ承知シ居ル所ナリ果シテ然ラバ今回ノ北京談判モ案外ニ困難ニシテ案外ニ手聞取り支那政府ハ無分別ニモ我々正當ナル要求ヲ拒絕シテ後ノ患チ顧ミズ我日本人ヲシテ止ムテ得ズ自カラ手ヲ下シテ我恥辱ヲ雪ギ我損害ヲ回復スルニ任セシムベキヤモ知ルベカラズ依テ我々今日日本國人タル者ハ事ノ裏ト表トテ熟考シテ大ニ今日ヨリ覺悟シ置ク所ナカルベカラザルナリ

日上海したり  
○海軍省 海軍大佐福島敬典氏外二名は去る廿一日左の通仰付けられたり  
免兼職  
横須賀屯營長兼備總整理海軍大佐 福島敬典  
免本職補兵學校校長兼兵學校教務總理 石丸安世  
主船局副局長兼免小野漢藏船所長兼免付候事 小野漢藏  
免本職補横須賀屯營長兼備總整理 包義  
○非職 東京大學准兼任御用掛信夫榮氏は去る廿一日文部省に於て非職仰付けられたり  
○贈舞會 井上伯の夫人は來る二日内外の紳士淑女と鹿鳴館に招請して贈舞會を催ふに付横濱茶室の爲り翌三日午前第一時臨時舞臺の汽車と新橋停車場より俄然なしたりと  
○婚儀 電て前田(利綱)侯の令妹佐和子の方が近衛(篤磨)公に嫁儀を以て婚納を取替はせしとの事は本紙上に記載せしが來る三月十日の吉良とトして入興の筈なりと  
○水産局 今度、課より局に改まりたる水産局は退々事務を擴張するが爲め漁務、就業、庶務は諸課長を近日局官中より撰定なせし  
○府議會 大坂府に於て來る三月二日より通常府會及區會諸部會を開設する筈なるが同議會に附すべき議案ハ十八年度地方稅支出預算にして其の總額之金九十萬三千六百五十五圓十四錢九厘内五萬二千八百二十七圓四十九錢九厘は國庫下渡金あり福島縣に於ては去る二十日縣會議員と召集し同廿二日より臨時縣會を開設せり籌備に附する議項は常置委員選舉の件、十七年度監獄費預算追加の件、十六年度地方稅雜出補充法の件等なり岡山縣に於ては來る三月一日より通常縣會を開く筈なり鳥取縣に於ては十六年度地方稅公債金收入不足、十七年度監獄費及土木費、町村土木補助費不足補充並土木費國庫貸付金年賦還納割替等の事項審議はため本月十四日より臨時縣會を開設したり、徳島縣に於ては縣立徳島師範學校及附屬小學校徳島書箱館焼失し再建築及中學校建築を要するを付於十七年度教育費増補并に退職費審議はため廿四日より臨時縣會を開設する筈なり  
○行軍 近衛歩兵第一聯隊修業兵は明廿六日駒場農學校近傍に於て放火演習を施行し又同歩兵第二聯隊第一大隊第一第二中隊、日崎五郎下足立郡浦和縣へ同隊第三中隊は神奈川縣下多摩郡府中縣へ同隊第四中隊は埼玉縣下蘆花郡白子村へ一泊行軍し同夜其近傍に於て放火演習を施行する筈なり又東京鎮邊歩兵第二聯隊第一大隊之今廿五日千葉縣下千葉郡稻毛村へ一泊行軍施行の筈なり  
○倫敦總領の詳報 去月二十四日倫敦のウェストミンスター(議院の側)に在りて古來諸王の畫像塑像等と陳列する處あり(之を初り三箇處に於て爆發の變ありし由は當時倫敦より此電報に見えしが今同月下旬倫敦よりの報を見れば其日工學士クリンがある人が二名の婦人等實にウェストミンスター館に周圍を歩行し居たるに於て爆發の起りたる由は知れざるものなる

を隠れしヤイナマ  
けよと二人の婦人と  
体を取出して遠方に  
名及びクリン氏は  
數箇所を破られ  
數百箇所の損處を生  
起り今度以下議院の  
備付の器具等には殆  
クフラットストーン氏及  
世上の取沙汰には數  
込みなるならんと云  
發には風瓦を破られ  
が若し爆發の後より  
損害及及はしたるか  
數名重傷を受けたり  
にて米國に移住した  
爆發の起りたる地は  
此事變の爲め至都の  
六日同地發報に據  
は非理と咎め米國政  
が米國內に於て惡計  
じ又倫敦の諸新聞も  
國政府と聯合に及ぶ  
○軍長の罰金 昨午  
近傍に於て汽車の衝  
しが其際機關車に乗  
の座を以て此程各々  
各もそれ(罰金)の  
○安完館 大坂西區  
るが發起に於て今度  
と建て入浴患者が  
聞く所に據れば同館  
師の醫學士米村定  
に着手し(云々)云へ  
○噴火鎮定 鹿兒島  
午後四回にして當分  
時間品川停車場の  
て來る三月一日ト  
○上野停車場 日本  
抑取り已に昨廿三  
所理立に着手ししか  
○増築工事 世上に  
江戶、利根の兩川  
する事ありたるト  
○倉庫新築 共同  
臺の構内を拜借して  
○深川區役所 同區  
個願の件數ハ八萬千  
出生本籍男六百五  
五十六人、死亡本籍  
男九十二人、女六  
○櫻井植付 會て本